

## 基幹統計調査の承認の状況

(平成 30 年 6 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日分)

平成 30 年 7 月 20 日  
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
漁業センサス	農林水産大臣	承認事項の変更 平成 30 年度調査の実施に当たり、本調査の対象とする「海面」の範囲について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 84 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が「海面」に含む湖沼を指定する告示の変更（平成 30 年 4 月 16 日農林水産省告示第 881 号）に伴い、2 湖沼を調査対象の範囲に追加	H30. 6 . 27

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。